

揖斐川町森林経営管理推進協議会 規約

(設置目的)

第1条 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）施行に伴い、揖斐川町の民有林での林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とし、本町における森林経営管理制度への取り組み方や方向性等について「意見交換及び協議」を行う場とし、揖斐川町森林経営管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行なう。

- (1) 森林経営管理制度に関すること
- (2) 森林環境譲与税の活用に関すること
- (3) 森林整備の計画に関すること
- (4) 森林施業の推進方策等に関すること
 - ア 団地化による施業の集約化
 - イ 林地境界の明確化等現況把握の推進
- (5) 前各号のほか、町の森林づくりに必要な事項に関すること。

(会 員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる団体の職員とする。

- (1) 揖斐川町
- (2) 揖斐農林事務所
- (3) 揖斐郡森林組合
- (4) その他町長が認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、会員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は会長が行う。
- 3 会長が必要と認めるときは、会員以外のものに出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、揖斐川町産業建設部産業振興課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は令和2年8月4日から施行する。

会員名簿

所 属		氏 名 (職名)
揖斐農林事務所		所長
〃		林業課長
〃		技術課長補佐 兼 森林整備係長
〃		林業課係長
揖斐郡森林組合		代表理事専務
〃		参与
〃		総務 兼 業務部長
〃		業務課長
揖斐川町役場		技術参与
〃	事務局	産業建設部長
〃	〃	次長 兼 産業振興課長
〃	〃	主査
〃	事務局長	森林経営推進員

オブザーバー

所 属	氏 名 (職名)
いび森林資源活用センター協同組合	専務理事
水源地域ビジョン推進事務所	所長